⑵1　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難い場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑵2　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⑵3　本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。

⑵4　本工事は、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。

2　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　関東農政局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち「機械器具設置工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑵の再認定を受けた者を除く。

⑷　施工実績

①　平成23年４月１日から令和８年３月31日まで（過去15年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

②　同種工事とは、ポンプ設備を自ら製作かつ据付した工事とし、規模は問わないものとする。なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件にしたものである。また据付も同様である。

⑸　下記①～④に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、専任の要否は建設業法及び建設業法施行令による。

配置予定技術者については、必ずしも一人の主任（監理）技術者である必要はなく、工場製作・現地据付時で別の技術者を配置して差し支えないものとする。

また、配置予定技術者の専任性については、

ア　工場製作については、専任性を義務付けない。

イ　契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始するまでの間）及び、工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては、工事現場への専任を要しない。

ウ　工場製作担当者は、現場据付においても支援協力するものとする。

①　監理技術者にあっては、次のいずれかに該当すること。

ア　技術士（機械部門、総合技術監理部門（機械部門に係るもの））の資格を有する者。

イ　主任技術者資格に加え、元請として請負金額が4,500万円以上のポンプ設備工事で２年以上の指導監督的な実務経験を有するもの。

ウ　国土交通大臣認定者。

②　主任技術者にあっては、次のいずれかに該当すること。

ア　技術士（機械部門、総合技術監理部門（機械部門に係るもの））の資格を有する者。

イ　指定学科を卒業後に㈠高等学校（旧制実業高校を含む。）５年以上、㈡高等専門学校（旧制専門学校を含む。）３年以上又は㈢大学（旧制大学を含む。）３年以上のポンプ設備工事の実務経験を有する者。

ウ　10年以上のポンプ設備工事の実務経験を有する者。

③　平成23年４月１日から令和８年３月31日まで（過去15年間）に、上記⑷②に掲げる工事の経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、入札説明書に示す場合に限りこれを認める。なお、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。経常建設共同企業体にあっては、１人の主任（監理）技術者が前記に示す同種工事の工事経験を有すること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　技術提案が適正であること。

⑺　設計の体制及び実績　ポンプ設備の設計に関する部門が社内に存在すること。

⑻　保守サービス体制　工事完成・引渡し後においても、ポンプ設備の保守管理等について速やかな対応ができる体制が会社組織（同系列のサービス組織を含む）に整備され、千葉県内を保守サービスの範囲としている支店・営業所等が確立していること。

⑼　本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

⑽　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に「関東農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15関総第366号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑾　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下に同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⒀　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒁　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

③　企業評価

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、上記⑴①の評価基準に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記⑴の②及び③について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に加算点の最高点を評価点数の最高点（満点）で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

{加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点／評価点数の最高点)}※小数点第４位以下切り捨て